

随意契約（相手方指定）調書

件名	下田臨海学園賄業務・管理運営等業務委託	No.5200061
工（納）期	令和 9 年 3 月 3 1 日（長期継続契約）	
契約締結日	令和 6 年 4 月 1 日	
契約金額	推定総額 3 8, 2 4 9, 9 0 5 円（消費税込み）	

契約相手方	東京ケータリング株式会社 (法人番号：3011001030453)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	複合契約

業者選定理由書

件 名	下田臨海学園賄業務・管理運営等業務委託
指名業者 (案)	名 称 東京ケータリング株式会社 所在地 東京都新宿区左門町3番地1 左門イレブンビル3階 代表者 代表取締役 鈴木 隆文
特命理由	本件は、下田臨海学園における、夏期臨海学園、移動教室実施時の賄業務及び、清掃業務、園庭等除草業務等を含めた総合的な施設管理業務を行うものである。 主管課からは契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。 経理課において検討したところ、 ① 上記事業者は、令和5年度における本件業務を制限付き一般競争入札により受託しており、上記事業者以外の本件受託可能事業者については、主管課より下田市及び周辺自治体における給食調理等の入札参加実績のある事業者を確認を行い、栄養士、調理師、その他施設管理の有資格者の手配が困難との回答を得ており、他事業者による受託は困難である。 ② 本件履行にあたっては、利用児童の安全を確保する観点から、機械設備等操作の習熟やアレルギー対応の調理等複数にわたる分野における対応が求められるが、上記事業者は下田在住者や機械設備捜査の習熟者を擁しており、区の学校給食調理業務も受託している。また、他の自治体における類似施設においても長期にわたる運営実績があり、令和5年度の本件の履行状況は良好であったことから、本件の円滑かつ確実な履行が期待できる。 以上のことから、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)